こども未来部

１　少子化への対応

(1)　ひとり親家庭への支援

①　児童扶養手当の支給

児童扶養手当は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与するため、下記のいずれかの状態にある児童を扶養しているその父若しくは母又はその養育者に支給する。

ア　支給対象児童

ⅰ　父母が離婚した後、父又は母と別れて生活している児童

ⅱ　父又は母が死亡又は生死不明である児童

ⅲ　父又は母が一定以上の障がいの状態にある児童

ⅳ　父又は母に引き続き１年以上遺棄されている児童

ⅴ　父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童

ⅵ　父又は母が引き続き１年以上拘禁されている児童

ⅶ　母が婚姻によらないで生まれた児童

※　児童とは　○　18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者

○　20歳未満で一定以上の障がいの状態にある者

イ　支給期間及び支払期月

奇数月に、それぞれの前々月分と前月分を支払う。

ウ　所得制限限度額

受給者本人や扶養義務者（受給者と同居している父母など）等の前年の所得額が、下表の限度額以上である場合は、その年度（11月分から翌年10月分まで）の手当の支給が停止となる。

なお、受給者及び児童の受け取った養育費の８割が受給者の所得額に加算される。

扶養親族等の数	本人		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0　人	690　千円	2,080　千円	2,360　千円
1　人	1,070　千円	2,460　千円	2,740　千円
2　人	1,450　千円	2,840　千円	3,120　千円
3　人	1,830　千円	3,220　千円	3,500　千円
4　人	2,210　千円	3,600　千円	3,880　千円
5　人	2,590　千円	3,980　千円	4,260　千円

エ　手当額（令和８年４月分からの月額）

手当額は、受給者の所得額及び対象児童数により決定する。

区　　分	全 部 支 給	一 部 支 給 （受給者の所得額によって異なる。）
児童１人のとき	48,050 円	11,340 円～48,040 円
児童２人目以降 （児童が１人増すごと）	11,350 円加算	5,680 円～11,340 円加算

オ　児童扶養手当受給者数　（各年度３月 31 日現在）

区　　分	令和５年度	令和６年度	令和７年度
受給者数（全部・一部）	1,964 人	1,921 人	1,841 人
受給対象児童数	2,995 人	2,939 人	2,847 人
受給資格者数	2,301 人	2,223 人	2,152 人

※　受給資格者数は全部支給停止者を含む人数

②　ひとり親家庭等医療費の助成

ひとり親家庭の生活の安定と健康の向上を図るため、入院・通院・調剤に要する医療費の自己負担分の一部を助成する。

ア　対象者（所得制限あり）

ⅰ　母子家庭の母と児童

ⅱ　父子家庭の父と児童

ⅲ　父母のいない児童

※　父又は母が重度の障がいを有する場合も含む。

イ　助成対象

保険診療の医療費のうち、保険給付を受ける者が負担すべき額（一部負担金等）。ただし、受給者が１月に支払った一部負担金の合計額から 500 円を控除する。

ウ　所得制限

本人や扶養義務者の前年の所得が、下表の所得制限の限度額以上の場合、その年度（9 月分から翌年８月分まで）の助成対象者にならない。

なお、受給者及び児童が受け取った養育費の８割が受給者の所得額に加算される。

○　所得制限の限度額　（単位：千円）

扶 養 親 族 数	０人	１人	２人	３人	４人	５人
本　人	2,080	2,460	2,840	3,220	3,600	3,980
扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者	2,360	2,740	3,120	3,500	3,880	4,260

エ　助成実績　　（単位：件・千円）

区　分		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
		件　数	助成額	件　数	助成額	件　数	助成額
母　子	母	29,943	78,131	29,015	81,500	28,371	78,560
	児　童	22,193	22,770	21,985	21,673	21,841	20,392
父　子	父	1,127	3,869	1,024	3,279	869	2,763
	児　童	524	693	675	896	634	783
合　計		53,787	105,464	52,699	107,348	51,715	102,498

※　表中の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

(2)　子育て家庭への経済的支援

①　児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童を養育している者に支給する。

ア　支給要件　　高校生年代まで（※）の児童を養育していること。

※18歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。

イ　手当月額

3歳未満　　第1子・第2子15,000円、第3子以降30,000円

3歳以上高校生年代　　第1子・第2子10,000円、第3子以降30,000円

ウ　支給期間及び支払期月

毎年4月、6月、8月、10月、12月及び2月の6期にそれぞれの前2か月分を支払う。

エ　支給対象児童数　　（各年度2月末現在）

区　分	令和5年度	令和6年度	令和7年度
児童手当受給者数	14,276人	17,663人	17,401人
児童手当対象児童数	24,945人	31,872人	31,219人
特例給付受給者数	510人	0人	0人
特例給付対象児童数	804人	0人	0人

※令和6年10月の制度改正により、高校生年代まで拡充され、所得制限が撤廃された。

②　子どもの医療費の助成

子どもの保健の向上及び福祉の増進を図るため、子どもの医療費の一部を助成する。

ア　助成対象者

高校生年代まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）のこども

イ　助成対象医療

保険診療による一部負担金（入院時食事療養費を除く。高額療養費等の保険給付がある場合は、その額を控除する。）

ｉ　0歳以上就学前

全診療科目（入院、通院、調剤）

（入院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額1,000円。通院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額上限500円を2回まで。調剤は負担なし。）

ii　小学生・中学生・高校生年代

全診療科目（入院、通院、調剤）

（入院は1医療機関ごと1月当たり保護者負担額1,000円。通院及び調剤は1医療機関・1調剤薬局ごと1月当たり保護者負担額上限500円を2回まで。）

ウ　助成件数・助成額　（単位：件・千円）

区　分	令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	件　数	助成額	件　数	助成額	件　数	助成額
3歳未満	124,054	235,275	113,744	211,643	105,830	192,486
3歳以上就学前	152,366	213,284	142,231	192,946	129,677	170,864
小学生	184,710	340,027	184,215	343,206	179,117	333,753
中学生	70,195	155,091	75,766	178,135	77,641	187,498
高校生年代	－	－	－	－	5,543	12,023
合　計	531,325	943,678	515,956	925,931	497,808	896,624

※　表中の数字の単位未満は、四捨五入することを原則としているので、内訳の計と総数が一致しない場合がある。

2　安心して子育てできる環境の充実

(1)　子育てと仕事の両立のための支援

①　保育所等管理運営事業［公立］

佐賀市立4保育所（認可外保育施設含む）および市立本庄こども園において、児童福祉法に定められている施設及び運営の基準を維持し、入所児童が安全で健康的に保育されるよう保育環境の向上に努める。また、入所児童の健全な育成のため、延長保育や一時保育の実施など、多様化する保育ニーズに適応した保育サービスの充実を図る。

②　私立保育園運営事業［私立］

私立認可保育園・管外公立保育所に対し、児童福祉法に規定する保育所での保育を実施した場合において、保育の実施に要する費用を支払う。

③　認定こども園施設型給付事業〔私立〕

認定こども園に対し、子ども・子育て支援法に規定する認定こども園での教育・保育を実施した場合において、教育・保育の実施に要する費用を支払う。

④　地域型保育給付事業〔私立〕

地域型保育事業（家庭的保育事業・小規模保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業）に対し、子ども・子育て支援法に規定する地域型保育事業での保育を実施した場合において、保育の実施に要する費用を支払う。

⑤　施設等利用費〔私立〕

幼稚園等の預かり保育事業や認可外保育施設等の利用者のうち、保育の必要性の認定を受けた者に対し、利用料の無償化を実施する。

⑥　延長保育促進事業［公立・私立］

入所（園）児童のうち、保護者の就業等のため教育・保育施設における施設の開所時間及び短時間認定児童の利用時間前後の時間帯まで保育を必要とする家庭の児童に対し、延長保育を実施する。

⑦　一時保育事業［公立・私立］

パートタイム就労など保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育や、保護者の疾病等による緊急時の保育に対応するため、一時保育を実施する。

○　特別保育事業等の補助等の実績　（令和7年度実績）

事業名／施設種別	延長保育	休日保育	一時的保育	保育所地域活動				障がい児保育事業	地域子育て支援センター事業
				世代間交流事業	異年齢児交流等事業	育児講座・育児と仕事両立支援事業	小学校低学年児童の受入		
保育所	3	0	2	2	1	－	－	3	0
認定こども園	42	2	10	20	15	7	2	44	8
その他	1	-	4	-	-	-	-	-	-

⑧　病児・病後児保育事業

保護者が仕事の都合などで、「病中」・「病気回復期」にあるこどもを自宅で世話することが難しい場合に、小児科医院に併設した保育室で一時的にこどもを預かる制度であり、市内2か所の小児科医に委託して実施している。また、令和2年度から小城市病児保育室「ひつじさんの部屋」も利用可能となっている。

実施施設	かるがものへや（おおたゆうこ小児科）	木原二丁目 23-1
	ぞうさん保育室（橋野こどもクリニック）	高木瀬東四丁目 14-3
対象者	佐賀市・多久市・神埼市・吉野ヶ里町に居住する生後 2 か月から小学6年生までの児童	
利用日時	月曜日～金曜日	8時00分～18時00分
	土曜日	8時00分～13時00分
利用料金	1日	1,500円＋診察料
	半日（5時間以内）	750円＋診察料

⑨　本庄こども園預かり保育事業〔公立〕

市立本庄こども園において、在園児（教育認定）を対象に、教育時間終了後から 18 時まで預かり保育を実施する（夏休みなど長期休業日を含む）。

⑩　子育て短期支援事業

・短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者が、疾病等の理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において原則連続7日間以内（月7日以内）で児童を養育する。

利用期間	原則　連続して7日以内（月7日以内）	
実施施設	児童養護施設	佐賀清光園
	ファミリーホーム	かみぞのホーム
	児童家庭支援センター	絆
	乳児院	みどり園
令和7年度利用実績	人数	856人
	延べ日数	2,013日

・夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事等の理由で緊急一時的に平日の夜間または休日に養育することが困難となった場合に児童福祉施設等において児童を養育する。

利用期間	週3日以内、月14日以内（利用開始から3か月以内の利用を限度とする）	
実施施設	児童養護施設	佐賀清光園
	ファミリーホーム	かみぞのホーム
	児童家庭支援センター	絆
	乳児院	みどり園
令和7年度利用実績	人数	4人
	延べ日数	4日

⑪　私立保育園等整備助成事業

保育提供体制の維持を目的に私立保育園等が老朽化した保育園舎の整備を行う場合に、その施設整備にかかる経費に対して助成を行う。

⑫　保育所地域活動事業［公立・私立］

保育所等における小学校低年齢児の受入に対し、1園あたり250,000円を上限として補助する。

⑬　認可外保育施設保育従事者健康対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が実施する保育従事者の健康診断及び調理・調乳職員に月1回実施する検便に要する経費に対し、1人あたり6,400円を上限として補助する。

⑭　認可外保育施設児童健康・安全対策事業

佐賀県認証保育施設基準に適合する認可外保育施設が行う児童の健康診断及び歯科検診に要する経費に対して、児童1人あたり3,000円、児童の傷害保険加入費を児童1人あたり4,000円を限度に補助する。

⑮　認可外保育施設特別支援保育事業

障がい児を受け入れる施設へ補助を行い、施設の経費負担軽減や保育の質の向上を図り、認可保育所・幼稚園・認可外保育施設の種類の区別なく、障がいのある児童が適切な保育を受けるための公平な支援を行う。

⑯　放課後児童クラブ運営事業

児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいないことが常態である小学生の児童を対象に、児童クラブ支援員を配置して、放課後の適切な遊び場と生活の場を与え、児童の健全な育成を図る。

（4月1日現在）

児童クラブ名	令和8年度 児童数	児童クラブ名	令和8年度 児童数
勧興	62人	春日	156人
循誘	88人	川上	96人
日新	112人	松梅	22人

赤　　松	197 人	春 日 北	158 人
神　　野	149 人	富　　士	31 人
西 与 賀	99 人	北　　山	12 人
嘉　　瀬	40 人	三　　瀬	11 人
巨　　勢	95 人	中 川 副	16 人
兵　　庫	238 人	大 詫 間	14 人
高 木 瀬	210 人	南 川 副	76 人
北 川 副	243 人	西 川 副	68 人
本　　庄	123 人	東 与 賀	82 人
鍋　　島	201 人	久 保 田	76 人
金　　立	77 人	愛 の 泉	30 人
久 保 泉	50 人	そらまめ	9 人
蓮　　池	24 人	アップル	21 人
新　　栄	91 人	附　　属	84 人
若　　楠	82 人	嘉瀬こどもの森	30 人
開　　成	94 人	さんこう	34 人
諸 富 北	68 人		
諸 富 南	78 人	合　　計	3,447 人

⑰　保育士就職支援金給付事業

保育士、保育教諭又は幼稚園教諭として新規に就職する者、または保育施設を退職した後 3 年以上経過した者が就職する際の準備費用の一部として就職支援金を給付することにより、市内の保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所に就職するインセンティブを高め、保育人材不足の解消を図る。

⑱　こども誰でも通園制度事業

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化する。

(2)　子育て家庭の負担軽減

①　教育・保育施設の保育料軽減

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化により、3 歳から 5 歳児までの全ての児童と保育の必要性がある住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児までの児童の保育料を無償化している。

0～2 歳児までの児童（住民税非課税世帯を除く。）について、保育施設等に 2 人以上の児童が入所している場合、2 人目の保育料を半額、3 人目以降を無料とする軽減措置をとっている。なお、年収約 360 万円未満世帯の場合は、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、2 人目半額、3 人目以降を無料としている。

また、年収約360万円未満のひとり親世帯や障害者同居世帯については、1人目は9,000円、2 人目以降は無料とする軽減措置を実施している。

②　助産施設収容措置事業

妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院助産を受けるこ

とができないと認めるとき、その妊産婦に対し助産施設において助産を行う。「独立行政法人国立病院機構　佐賀病院」「地方独立行政法人　佐賀県医療センター好生館」に助産の実施を委託しており、対象世帯は、生活保護世帯、非課税世帯のうち生活保護基準以下の世帯である。

令和7年度措置人数	2人

③　ひとり親家庭支援事業

母子・父子自立支援員2名を配置し、ひとり親家庭の父母及び児童等の自立と生活安定のための相談を電話、窓口、メールで受けている。また、ひとり親の就労促進のために教育訓練に対する給付金や就業に役立つ高等技能の習得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、訓練促進給付金を所得に応じて支給する。

令和6年度に令和7年度から令和11年度まで5カ年の「第四次ひとり親家庭等総合支援計画」を策定し、ひとり親家庭の生活の安定とそこに育つ児童の健全育成を目指し、関係機関や庁内の関係部署が緊密な連携を図り、支援施策を総合的かつ効果的に推進している。

事　業	内　　容		
相談の充実	ひとり親家庭が抱えている生計、家事・育児・就労・住居等の生活上の悩み事の相談相手になり、問題解決のための支援を行う。		
	令和7年度実績	相談延べ件数	2,526件
母子父子寡婦福祉資金の貸付（県の制度）	母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉を増進するため、各種資金貸付を行っている。 ○貸し付けを受けられる方（所得制限等あり） ・母子家庭の母または父子家庭の父：20歳未満の児童を養育している者 ・寡婦：かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある者 ・40歳以上の母子及び寡婦福祉法における配偶者のない女子（母子家庭の母及び寡婦を除く。）		
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	市が指定した教育訓練給付講座を受講及び修了した母子家庭の母等に対して、対象講座受講料の6割相当額を支給する。		
	令和7年度実績	給付件数	13件
		給付金額	3,809,710円
母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母等が、就職に有利な資格取得を目指し6か月以上専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担軽減を図るため、毎月定額の訓練促進給付金を支給する。また、卒業後に修了支援給付金を支給する。		
	令和7年度実績	給付件数	53件

		給付金額	43,914,500 円
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高等学校を卒業していないひとり親家庭の親又は 20 歳未満の児童が、高等学校卒業程度認定試験を目指す場合に、対象講座の受講費用の負担軽減を図るため、対象講座受講開始時と修了時、試験合格時に給付金を支給する。		
	令和 7 年度実績	給付件数	0 件
		給付金額	0 円

④　女性相談事業

女性相談支援員を 2 名配置し、生活や環境上、保護を必要とする女子の発見に努め、窓口、電話、メールなどでの相談に応じ指導や助言を行う。相談内容は離婚、借金、生活困窮、ＤＶ相談等多岐にわたる。

また、県の女性相談支援センター、アバンセ、消費生活センター、弁護士等との連携を図り、相談者の問題解決を図るとともに、必要に応じて同行による支援等を実施している。

令和 7 年度相談件数	1,713 件（うちＤＶ相談件数 579 件）

⑤　母子生活支援施設措置事業

母子生活支援施設への措置は、「配偶者のない女子」または「これに準ずる事情にある女子」及び「その者の監護すべき児童」を入所保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援することを目的として実施している。

令和 7 年度 措 置 状 況	世　帯　数	5 世帯（市内施設 4 世帯、市外施設 1 世帯）
	世帯員数	15 人（市内施設 13 人、市外施設 2 人）

※　令和 8 年 3 月 31 日時点の状況。

(3)　子育てのための環境の整備・情報発信

①　エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」

ゆめ・ぽけっとは、週に 6 日ひろばを開設し、子育て中の親子に対して交流の場を提供し、子育てに不安や悩みを持つ人の相談対応や子育て情報の発信等を行っている。

また、リフレッシュを目的とした一時的な託児事業や、プレママ・パパサロン等の主催事業及び公民館等で行われている子育てサロンやサークルへの支援を実施している。サロンやサークルの支援では、子育てに関する情報の提供や育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

名　　称	エスプラッツ子育て支援センター「ゆめ・ぽけっと」
住　　所	佐賀市白山二丁目 7 番 1 号（エスプラッツ 2 階）
利 用 日 時	月曜日～土曜日　午前 10 時～午後 5 時
休　館　日	毎週日曜日、国民の祝日（土曜日を除く）、年末年始
オ ー プ ン	平成 19 年 4 月 20 日

面　　積	709.3 ㎡
令和 7 年度 来 館 者 数	27,469 人

② 子育てサポートセンター「ふるはぁと」

アドバイザーが子育ての手伝いをしてほしい人（依頼会員）と子育ての手伝いをしたい人（サポート会員）の組み合わせを行い、保育所（園）・幼稚園等への送迎や保護者帰宅までの預かり、産褥期の母体回復期の家事支援など、市民相互の援助活動を行う有償の子育てボランティア制度である。

		サポートママ		ファミリーサポート	
制度の概要	利 用 対 象	佐賀市在住で、身内から身の回りのお世話が受けられない妊産婦		佐賀市在住または勤務で、身内から援助を受けられない人	
	利 用 期 間	出産後 8 週間以内または切迫流・早産等で医師の指示により安静が必要な期間（実情に応じて、延長可能）		こどもの年齢が 0 歳から小学校 6 年生まで	
	援 助 内 容	家事支援（食事の支度、洗濯、掃除、買い物等）、上の子の遊び相手や送迎、沐浴介助など		保育園等の開始前または終了後の預かり、保育園等への送迎、保護者が病気や用事時の預かりなど	
	利 用 申 込	出産予定日の 2 か月前まで（申込期限が過ぎた人でも応相談）		支援希望日の 1 か月前まで（申込期限が過ぎた人でも応相談）	
	支 援 場 所	依頼者宅など		支援者宅、依頼者宅など	
利用料金	月～金 7 時～19 時	700 円（400 円）		600 円（400 円）	
	上記以外の早朝、夜間、土日祝	800 円（400 円）		700 円（400 円）	
	病気回復期児保 育	―		700 円（400 円）	
令和 7 年度	会 員 数 （3 月末時点）	依 頼 会 員	21 人	依 頼 会 員	584 人
		提 供 会 員	122 人	提 供 会 員	135 人
				両 方 会 員	6 人
	利 用 状 況	利用世帯数	25 世帯	利 用 件 数	2,216 件

実績		利用件数	109件	利用時間	2,609時間
		利用時間	181時間		

※　上記料金の（　）内は市民税非課税世帯、ひとり親家庭（所得制限あり）、生活保護受給世帯等が対象の利用促進事業対象者の金額

③　子育て支援センター事業［公立］

本庄こども園では、週に5日ひろばを開設し、家庭で保育されている未就園児及び保護者を対象とした交流の場の提供や、子育てに不安や悩みを持つ人の相談対応、子育て情報の発信等を行っている。また、就学や特別支援等の専門家による個別相談や、乳幼児健康相談等の出張サロンを実施している。サロンやサークルの支援では、子育てに関する情報の提供や育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、子育ての悩みや不安の解消につなげている。

④　子育て支援センター事業［私立］

家庭で保育されている就学前児童及び保護者を対象として、交流の場の提供や子育てサロンの実施、地域で活動している子育てサークルの支援、育児相談を実施し、子育て中の親子同士の交流を深め、家庭の育児力の強化を図っている。

⑤　児童センター事業

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設である。

○　利用者

- 市内に居住する児童（乳幼児については、保護者同伴の者に限る）
- 児童によって組織された団体
- 児童の健全育成を目的として組織された団体
- その他、市長が適当と認める者

○　施設の概要

施設名	所在地	開館時間	休館日	利用者数（R7年度）
中央児童センター	兵庫北三丁目7番7号	9:00～18:00	月曜（祝日を除く） 祝日の翌日（土・日を除く） 年末年始	43,851人
北部児童センター	大和町大字尼寺1488番地2	9:00～17:00	日曜 年末年始	5,830人
久保田児童センター	久保田町大字徳万2514番地1	9:00～17:00	日曜 祝日 年末年始	3,835人

川副児童館	川副町大字鹿江442番地	9:00～17:30 (10/1～3/31 9:00～17:00)	月曜 祝日の翌日 年末年始	7,710人
東与賀児童館	東与賀町大字田中435番地1	9:00～17:00	日曜 祝日 年末年始	5,734人

(4) 要保護児童対策の充実

① 家庭児童相談

家庭相談員等が家庭における児童の養育、その他児童の問題について相談に応じ、指導や助言を行い、必要な場合には家庭訪問等を実施する。

また、必要に応じて関係機関（児童相談所、警察等）との連携、調整を行う。

令和7年度相談対応延べ件数	19,846件

② 児童虐待防止ネットワーク推進事業

「佐賀市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）」を設置し、佐賀市全体の関係機関のネットワークを強化するとともに、こどもの権利擁護及び児童虐待防止に向けた効果的な事業を実施する。

具体的事業名	事業概要
要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策のために必要な情報交換や援助方針、役割分担に関する協議を行う。
養育支援訪問事業	家庭養育上困難を抱える家庭に対し、こども家庭支援員等を派遣し、必要な援助等を実施する。
子どもへの暴力防止ワークショップ	こどもや教職員、地域の大人を対象に、ワークショップを開催し、地域ぐるみでこどもへの暴力防止を図る。
児童虐待防止専門化講座	要保護児童対策地域協議会の構成機関の連携強化と対応力の向上･定着を図るための講座や、児童虐待防止に関する正しい知識を深めてもらうために市民対象の講座を実施する。
子育て世帯訪問支援事業	不安や負担を抱える子育て家庭や妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に支援員を派遣し、家事・育児等の支援を実施する。
見守り活動等推進事業	孤立しがちで定期的な状況確認が必要な支援対象児童等に対して、民間団体を活用した訪問や居場所による見守り活動と養育環境の把握を行う。

(5) 障がいのあるこどもと家庭への支援

① 障がい児保育事業［公立・私立］

子育てと就労の両立支援の一環として、集団保育が可能で日々通園できるが、特別な支援を要する児童の受入れに対応するため、公立・私立の保育施設の体制強化を図っている。

② 障がい児学童保育事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない金立特別支援学校、大和特別支援学校の児童に対し、放課後に児童クラブで遊びを通した生活指導を行うことにより児童の健全育成を図っている。

金立特別支援学校では平成 13 年度から、大和特別支援学校では平成 16 年度から事業を開始している。

学　校　名	佐賀県立金立特別支援学校	佐賀県立大和特別支援学校
実施主体	佐　賀　市	
登録児童数	6人（令和8年5月1日現在）	54人（令和8年5月1日現在）
入所定員数	9人／1日	18人／1日
指　導　員	入所児童3人に対し指導員を1人配置 指導員2人に対し介助補助員を1人配置	

③ 児童発達支援事業

児童福祉法に基づき、自閉スペクトラム症と診断された未就学児を対象として、日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応等を目的とした支援を行う。

実施施設	クラスルームといろ　　兵庫北三丁目 8 番 36 号（ほほえみ館内）
対象者	佐賀市にお住まいで、自閉スペクトラム症と診断された就学前の児童とその保護者
利用日時	月曜日～金曜日（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み） 午前：9 時～12 時　午後：13 時～16 時
利用定員	10 人／日 （内訳）午前：5 人　午後：5 人 ※原則、週 1 回の保護者同伴による通所
利用者数	1,606 人（令和 7 年度実績） ※クラスルームといろは、平成 29 年 10 月から開所

④ 発達障がい者及び家族支援事業

発達障がいのあるこどもの保護者を対象とした前向き子育てプログラムを開催する。

〔プログラム参加者数　10 人（令和 7 年度実績）〕

⑤　親子教室

発達障がいの疑いのあるこどもとその保護者を対象に、遊びを通した関わりの中で障がいに対する理解を深め、こどもへの適切な関り方等を学ぶ教室を開催する。

名　　称	ほっこりたいむ	親子あいあい教室
実施主体	佐　賀　市	
運営主体	社会福祉法人佐賀整肢学園 こども発達医療センター	一般社団法人 佐賀県作業療法士会
対象児	2～3歳児	年中・年長児
利用者数 （令和7年度実績）	延べ148家族	延べ27家族

⑥　私立幼稚園・認定こども園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家族を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園・認定こども園に補助する。

	対象園児数	対象園児受入園数	事業費
令和 7 年度実績	159 人	44 園	59,868 千円

【資料】保育施設の運営について

①　保育施設の性格

保育所は、児童福祉法（第 24 条）の規定により児童（就学前）の保護者が勤務・疾病・障がいなどの理由で、家庭において児童を保育することができない場合に、保護者に代わって、その児童を保育することを目的に設置された児童福祉施設である。

また、平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度では、保育所に加えて、認定こども園や地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）が公的な保育の場として位置付けられ、保育所同様の役割を担っている。

②　保育施設の現状・課題

数多くある社会福祉施設の中でも最も身近な施設である保育施設は、核家族化や女性の社会進出を背景に、今日まで整備や充実が図られてきた。特に近年では、共働き世帯の一層の増加や就労形態の多様化、さらにひとり親世帯の増加などの要因から、保育に対する市民のニーズは、これまで以上に高まっている。

これらの課題に取り組み、安心して子育てできる環境を整備するため、「子ども・子育て支援法」が平成 24 年 8 月に成立し、幼児期における学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を充実させる「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から施行された。

このことにより、市民のニーズを反映した「佐賀市子ども・子育て支援事業計画」を策定した。計画では、教育・保育の量の見込みをもとに、需給バランスを考慮した「提供体制の確保」、延長保育や、一時預かり保育などの「保育サービスの充実」、家庭における子育て等の知識と教育力を向上させるための「子育てサークルや子育てサロンの充実」に取り組んでいくことを定めている。

今後は、人間形成の基礎を培う重要な時期に一人一人のこどもがすこやかにたくましく成長するよう考慮し、親への教育を並行させながら、事業を進めていくことが重要なこととなっている。

③　入所できる基準

児童と同居している父母等が、次のいずれかの事情により、その児童が保育を必要とすると認められる場合に入所できる。

<table>
<tr><th>保育を必要とする理由</th><th>入所が可能な期間</th><th>保育の必要量</th></tr>
<tr><td>（ア）就労を常態としている（自営業、内職、農林漁業も含む）</td><td>就労している期間</td><td rowspan="3">月 56 時間～月 120 時間未満で保育が必要
→　短時間

月 120 時間以上保育が必要
→　選択可能
標準時間/短時間</td></tr>
<tr><td>（イ）同居親族等の介護をしている</td><td>介護が必要でなくなるまで</td></tr>
<tr><td>（ウ）大学・専門学校・職業訓練校等に通学している</td><td>最終通学日の月末まで</td></tr>
<tr><td>（エ）出産をする</td><td>母子健康手帳発行後から出産予定日以後３ヶ月（多胎出産の場合６ヶ月）を経過する日の翌日を含む月の間</td><td>選択可能
標準時間/短時間</td></tr>
<tr><td>（オ）療養が必要な病気を患っている若しくは心身に障がいがある</td><td>療養が必要でなくなるまで</td><td>選択可能
標準時間/短時間</td></tr>
<tr><td>（カ）これから仕事をみつける
※起業準備も含む</td><td>入所した日から３ヶ月</td><td rowspan="2">短時間</td></tr>
<tr><td>（キ）出生児童の育児休業取得時に既に保育を利用している
※他子の育児休業取得中に、当該児童を出産するために保育を利用した場合を除く</td><td>最長、出生児童の年齢が１歳になる年の年度末まで
※ただし、１歳になる年の年度末を越えて育児休業を取得する場合は、（エ）の期間のみの利用となる</td></tr>
<tr><td>（ク）その他、保育が必要であると判断できるもの
※災害復旧に従事している、虐待やＤＶの疑いがある等</td><td>保育を必要とする状態がなくなるまで</td><td>必要に応じて判断する</td></tr>
</table>

④　保育料について

保育料は、児童を養育している保護者（父母等）の市民税所得割額・入所児童の支給認定及び年齢により算定している。

令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化により、3 歳から 5 歳児の全てのこどもと保育施設を利用する住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳児の保育料は無償となる。

○　佐賀市の教育・保育施設等

	H30	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
保育園（公立）	4	4	4	4	4	4	3	3	3
保育園（私立）	32	30	30	30	26	23	14	4	4
認定こども園（幼保連携型）（公立）	0	0	0	0	0	0	1	1	1
認定こども園（幼保連携型）	16	19	19	20	21	22	25	26	27
認定こども園（幼稚園型）	11	11	11	11	11	11	12	12	11
認定こども園（保育所型）	1	1	1	1	4	7	16	25	25
認定こども園（地方裁量型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
幼稚園（公立　私学助成）	－	－	－	－	－	－	－	－	－
幼稚園（公立　施設型給付）	1	1	1	1	1	1	0	0	0
幼稚園（私立　私学助成）	9	4	2	2	2	2	0	0	0
幼稚園（私立　施設型給付）	5	10	12	11	11	10	9	7	7
幼稚園（国立大学附属）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小規模保育A	16	20	21	21	22	22	22	23	23
小規模保育B	4	3	3	3	2	1	1	0	0
小規模保育C	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭的保育事業	1	1	0	0	0	1	1	0	0
居宅訪問型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育（小規模A型）	2	2	3	3	3	3	3	3	4
事業所内保育（小規模B型）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業所内保育（保育所型）	2	2	2	2	2	1	1	1	0
合計	105	109	110	110	110	109	109	107	106

※分園はカウントせず、本園のみカウントしている。

※R8 は令和 8 年 4 月現在の数で、それ以外は年度末の数。

認可保育所 7 施設（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（公立：3 施設、私立：4 施設）

公私立	施設名	所在地
公立	川原保育所	佐賀市川原町 4 番 44 号
	若葉保育所	佐賀市日の出一丁目 21 番 71 号
	城東保育所	佐賀市東佐賀町 4 番 20 号
私立	光明保育園	佐賀市蓮池町大字蓮池 272 番地
	北部保育園	佐賀市富士町大字大串 1045 番地 1
	東与賀保育園チャイルドハウス	佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地 2
	林檎の木保育園	佐賀市鍋島町大字蛎久 2381 番地 2

認定こども園 67 施設（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（幼保連携型：29 施設、幼稚園型：11 施設、保育所型：27 施設）

種類	施設名	所在地
幼保連携型	本庄こども園（公立）	佐賀市本庄町大字本庄 68 番地 1
	愛の泉こどもの園	佐賀市水ヶ江六丁目 12 番 1 号
	にじのはねこども園	佐賀市鍋島町大字蛎久 646 番地 3
	嘉瀬こどもの森	佐賀市嘉瀬町大字十五 57 番地 1
	川上こども園	佐賀市大和町大字東山田 1857 番地 1
	どんぐりこども園	佐賀市北川副町大字江上 104 番地 3
	認定こども園くぼた	佐賀市久保田町大字徳万 2197 番地
	神野こども園	佐賀市駅前中央三丁目 9 番 12 号
	認定こども園さくら	佐賀市川副町大字西古賀 320 番地 1
	鍋島幼稚園おひさまハウス	佐賀市鍋島町大字森田 618 番地 1
	博愛の里こども園	佐賀市川副町大字早津江 560 番地 1
	佐賀女子短期大学付属ふたばこども園	佐賀市本庄町大字本庄 1253 番地 1
	九州龍谷短期大学付属龍谷こども園	佐賀市水ヶ江三丁目 5 番 20 号
	鳳鳴乃里幼稚舎	佐賀市川副町大字西古賀 941 番地 1
	おへそこども園	佐賀市水ヶ江一丁目 6 番 32 号
	エミールこども園	佐賀市兵庫町大字渕 892 番地
	日新こども園	佐賀市長瀬町 2 番 18 号
	城西こども園	佐賀市西与賀町大字厘外 1421 番地 3
	たかぎこども園	佐賀市若宮三丁目 125 番 2 号
	そらいろこども園	佐賀市高木瀬町大字長瀬 2490 番地 1
	日新こども園好生館分園きらら	佐賀市嘉瀬町大字中原 60 番地 1
	幼保連携型認定こども園光生幼稚園	佐賀市兵庫町大字瓦町 383 番地
	ふくろうの森こども園	佐賀市与賀町 30 番地 1
	ふじかげこども園	佐賀市高木町 11 番 12 号
	ななつぼしこども園	佐賀市開成一丁目 3 番 1 号
	信光幼稚園	佐賀市西与賀町大字高太郎 125 番地 6
	たかきせこども園	佐賀市高木瀬東三丁目 19 番 9 号
	若楠こども園	佐賀市城内一丁目 2 番 2 号
	そらむすびこども園	佐賀市諸富町大字徳富 1646 番地
幼稚園型	金立幼稚園・保育園	佐賀市金立町大字金立 2467 番地
	小鹿幼稚園・むつみの園保育所	佐賀市川副町大字鹿江 668 番地 1
	佐賀西部幼稚園・保育園	佐賀市嘉瀬町大字荻野 3076 番地 3
	西九州大学附属三光幼稚園	佐賀市若宮一丁目 13 番 3 号
	新栄幼稚園・栄保育園	佐賀市八戸溝二丁目 9 番 4 号
	千布幼稚園千布こども園	佐賀市金立町大字千布 2142 番地 1
	中折幼稚園・和保育園	佐賀市天祐一丁目 15 番 6 号

	諸富南幼稚園	佐賀市諸富町大字為重 652 番地 1
	白鳩幼稚園・白鳩保育園	佐賀市長瀬町 10 番 13 号
	しらげこども園	佐賀市与賀町 64 番地
	宝正こども園	佐賀市兵庫町大字若宮 2430 番地
保育所型	西九州大学附属三光保育園	佐賀市若宮一丁目 13 番 17 号
	西九州大学附属三光保育園分園 PINO	佐賀市多布施二丁目 195 番地 1
	開成保育園	佐賀市鍋島町大字八戸溝 1578 番地 1
	小部保育園	佐賀市朝日町 7 番 20 号
	保育所型認定こども園久保田保育園	佐賀市久保田町大字新田 3320 番地 1
	あかつき保育園	佐賀市諸富町大字為重 457 番地
	三瀬保育園	佐賀市三瀬村三瀬 2769 番地
	新栄保育園	佐賀市鍋島町大字八戸 1064 番地
	尚賢保育園	佐賀市鍋島町大字蛎久 312 番地 3
	城北保育園	佐賀市高木瀬東六丁目 10 番 32 号
	嘉瀬保育園	佐賀市嘉瀬町大字荻野 65 番地
	城南保育園	佐賀市本庄町大字袋 126 番地 1
	兵庫保育園	佐賀市兵庫町大字瓦町 1096 番地 1
	和泉ふたば保育園・和泉こども園	佐賀市久保泉町大字上和泉 1252 番地 2
	あおぞら保育園	佐賀市兵庫町大字藤木 1465 番地 2
	諸富保育園	佐賀市諸富町大字山領 465 番地 1
	掘江保育園	佐賀市神野西二丁目 2 番 10 号
	佐賀保育園	佐賀市多布施二丁目 2 番 30 号
	巨勢保育園	佐賀市巨勢町大字牛島 425 番地 12
	ちえんかん保育園	佐賀市兵庫北四丁目 15 番 37 号
	なかよし保育園	佐賀市諸富町大字諸富津 109 番地 1
	春日保育園	佐賀市大和町大字尼寺 1301 番地
	川上保育園	佐賀市大和町大字川上 5470 番地 1
	認定こども園ひなた村自然塾	佐賀市大和町大字久池井 1368 番地
	認定こども園 ひなた村自然塾分園風の音保育園	佐賀市大和町大字久池井 1374 番地 1
	南部保育園	佐賀市富士町大字内野 322 番地 1
	みなみ保育園	佐賀市川副町大字鹿江 1513 番地 1

幼稚園 8 施設（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（施設型給付（私立）：7 施設、国立大学附属：1 施設）

種類	施設名	住所
	高岸幼稚園	佐賀市多布施三丁目 14 番 19 号
	翠幼稚園	佐賀市蓮池町大字小松 467 番地

施設型給付	佐賀カトリック幼稚園	佐賀市中央本町 1 番 17 号
	錦華幼稚園	佐賀市巨勢町大字牛島 97 番地 2
	東与賀幼稚園	佐賀市東与賀町大字飯盛 503 番地
	真生幼稚園	佐賀市神園二丁目 5 番 10 号
	ロザリオ幼稚園	佐賀市大和町大字久池井 1520 番地 2
国立大学附属	佐賀大学教育学部附属幼稚園	佐賀市水ヶ江一丁目 4 番 45 号

地域型保育事業 27 施設（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（小規模保育Ａ：23 施設、事業所内保育：4 施設）

種類	施設名	住所
小規模保育Ａ	はとぽっぽう	佐賀市高木瀬西五丁目 10 番 27 号
	ふじ保育園	佐賀市新中町 11 番 39 号
	そらいろ保育園	佐賀市駅前中央二丁目 5 番 10 号
	しらゆき保育園	佐賀市兵庫南二丁目 5 番 5 号
	さがのゆめ保育園	佐賀市兵庫北四丁目 4 番 27 号
	ニチイキッズ夢咲保育園	佐賀市兵庫北二丁目 15 番 26 号
	佐賀駅南小規模保育園	佐賀市駅前中央一丁目 1 番 18 号 アクロス 103
	さがのゆめ第２保育園	佐賀市兵庫南二丁目 15 番 32 号
	すまいりぃ保育園	佐賀市開成四丁目 5 番 3 号
	ニチイキッズ卸本町保育園	佐賀市卸本町 5 番 28 号
	七賢人の里おへそ保育園	佐賀市白山二丁目 7 番 1 号 エスプラッツ 2F
	きらめき保育園	佐賀市兵庫南二丁目 1 番 23 号
	小規模保育園ないろ	佐賀市多布施一丁目 3 番 20 号
	さがのゆめ八幡保育園	佐賀市八幡小路 3 番 13 号
	小規模保育園みんなの和	佐賀市大和町大字川上 169 番地 1
	小規模保育園そらいろのたね	佐賀市駅前中央二丁目 2 番 1 号
	まなみ保育園	佐賀市駅前中央三丁目 8 番 16 号
	めでる保育園	佐賀市高木瀬西二丁目 5 番 25 号
	若竹保育園	佐賀市鍋島二丁目 4 番 17 号
	こころね保育園	佐賀市本庄町大字本庄 261 番地
	あやとり保育園	佐賀市鍋島五丁目 4 番 12 号
	キッズルームえんじぇるず	佐賀市大和町大字尼寺 3239 番地 1
	小規模保育園そらとまる	佐賀市大財六丁目 4 番 66 号
事業所内保育（小規模Ａ）	ゆめっこ保育園	佐賀市北川副町大字新郷 647 番地 1
	イオンゆめみらい保育園佐賀大和	佐賀市大和町大字尼寺 3535 番地

		イオンモール佐賀大和内
	ヤクルト保育園ミルミルテラス	佐賀市大和町大字尼寺 2867 番地 2
	佐賀中部病院内保育園サガキッズ	佐賀県佐賀市兵庫南三丁目 8 番 1 号 佐賀中部病院附属介護老人保健施設内

○　教育・保育施設等の入所児童数　（令和 7 年度末現在）

		令和 7 年度				
		定　員 A	児童数 B	入所率 B／A	待機児童	園指定 待　機
3 号	0 歳	778 人	725 人	92.03%	0 人	205 人
	1 歳	1,128 人	1,131 人	97.52%	0 人	31 人
	2 歳	1,268 人	1,003 人	86.12%	0 人	9 人
2 号	3 歳	1,160 人	1,181 人	100.09%	0 人	1 人
	4 歳	1,184 人	1,161 人	103.46%	0 人	0 人
	5 歳	1,200 人	1,258 人	102.58%	0 人	1 人
計		6,718 人	6,459 人	97.28%	0 人	247 人
1 号等	0 歳	制度上、利用できません				
	1 歳					
	2 歳	149 人	385 人	249.66%	－	－
	3 歳	994 人	586 人	47.89%	－	－
	4 歳	1,035 人	543 人	55.94%	－	－
	5 歳	1,042 人	621 人	60.56%	－	－
計		3,220 人	2,135 人	63.91%	－	－
合計	0 歳	778 人	725 人	92.03%	0 人	205 人
	1 歳	1,128 人	1,131 人	97.52%	0 人	31 人
	2 歳	1,417 人	1,388 人	103.32%	0 人	9 人
	3 歳	2,154 人	1,767 人	76.01%	0 人	1 人
	4 歳	2,219 人	1,704 人	81.30%	0 人	0 人
	5 歳	2,242 人	1,879 人	83.05%	0 人	1 人
計		9,938 人	8,594 人	86.47%	0 人	247 人

※1号等の児童数の一部（私学助成の幼稚園の児童数）は、5月1日時点の数値です。

※本来、定員については、2、3号は「0歳」・「1歳・2歳」・「3歳～5歳」の区分で、1号等は「2歳（満3歳）3～5歳」の区分で設定するものですが、上表においては学年単位で設定しています。

３　就学前教育の充実

(1)　幼児教育の充実

①　幼保小の接続期における教育推進

幼児期から小学校までの子どもの「育ちと学び」の連続性を保障し、教育・保育施設から小学校へスムーズな移行が行えるよう、研修会の実施や幼保小連携推進を図り、幼保小接続期プログラム「えがおわくわく」を教育・保育施設、小学校で実践する。

②　私立幼稚園振興事業

子どもが適切な幼児教育を受けられるように、私立幼稚園の円滑な運営、振興を図るため、運営に係る経費の一部を補助する。

③　私立幼稚園施設型給付事業

私立幼稚園に対し、子ども・子育て支援法に規定する教育を実施した場合において、教育の実施に要する費用を支払う。

④　施設等利用費

私立幼稚園（私学助成）及び国立大学附属幼稚園の利用者に対し、利用料の無償化を実施する。

⑤　私立幼稚園特別支援教育奨励費補助事業

障がい児の幼稚園就園の機会を拡充することによって、障がい児の健全な発達及びその家庭を支援する。障がい児と健常児との統合保育を行うことは大切なことであり、障がい児教育のための人件費及び教育管理に要する経費を補助対象とし、障がい児数及び在籍月数に応じて私立幼稚園に補助する。

年　　度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
受入人数	127人	159人	144人	156人	159人
受 入 園	32園	37園	39園	37園	44園
実 績 額	41,360千円	50,380千円	58,101千円	55,902千円	59,868千円

⑥　幼保の食育指導の充実

管理栄養士を保育幼稚園課に配置し、健康な生活の基本となる「食を営む力」の基礎を培うために、教育・保育施設や園児・保護者への食育指導、栄養・衛生管理・アレルギー等の助言を行う。

(2)　就学前特別支援教育の充実

就学前児童特別支援教育推進事業

特別支援教育相談員を保育幼稚園課に配置し、教育・保育施設を巡回して特別な支援が必要な子どもをもつ保護者、その担当保育士・幼稚園教諭・保育教諭等から、子どもの状況に応じた支援について相談を受け、必要な情報の提供や見取り等を行う。子どもたちが安心して自分らしく園生活を送ることができるよう、また、個に応じた適切な小学校就学となるように支援する。

教育・保育施設に対し専門的な見地からの助言等のため、発達支援アドバイザーを配置する。

4　母子保健

(1)　妊婦健康診査

妊婦及び胎児の健康状態を確認し、異常を早期に発見・対応するために、妊婦の健康診査を実施する。これにより、妊娠期を安心して過ごし、安全な出産につなげることを目的としている。娠届出時に妊婦健康診査受診票を 1 人 14 枚（多胎妊婦には 19 枚）交付する。

○ 受診状況（令和 7 年度）

	交付数（枚）	延受診者（人）	受診率（%）	1 枚あたりの補助単価
うぐいす【基本項目】	11,882	9,603	80.8	5,020 円
ピンク【基本項目･超音波検査】	1,308	1,190	91.0	11,400 円
オレンジ【基本項目･血液検査】	1,308	1,294	98.9	15,550 円
浅黄【基本項目・クラミジア】	1,308	1,284	98.2	8,540 円
レモン【基本項目･血糖検査】	1,308	1,241	94.9	12,950 円
藤紫【基本項目・GBS】	1,308	1,201	91.8	8,000 円
償還払い等		186		
合計	18,422	15,999		

○　償還払い（令和 7 年度）

実助成数（件）	延受診者数（人）	受診年度内訳（人）	
		現年度	過年度
54	258	186	72

(2) 産婦健康診査事業

産後うつの予防や新生児の虐待予防等を図るため、産後 2 週間及び産後 1 か月の時期に産婦の健康診査（母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等）を実施する。産後の初期段階に支援が必要な母子を把握し、医療機関等の関係機関と支援を行い妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備を図る。妊娠届出時に産婦健康診査受診票を 1 人 2 枚交付する。

○ 受診状況（令和７年度）

区分	対象者数（人）	受診者数		診断の結果			
				フォローなし		フォローあり	
		人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
産後２週間	1,417	1,327	93.6	1,043	78.6	284	21.4
産後１か月	1,417	1,296	91.5	1,137	87.7	159	12.3

※償還払い、グリーフケア含む

○ 償還払い（令和７年度）

実助成数（件）	延受診者数（人）	受診年度内訳（人）	
		現年度	過年度
126	222	199	23

(3) 妊産婦・乳幼児訪問指導

妊産婦や乳児の健康状態、生活環境、疾病予防、発育、栄養等について家庭訪問のうえ適切な指導を行うことで、不安を解消し、安心して出産、育児に臨むことができるよう支援する。

○ 実施状況（令和７年度）

妊　婦		産　婦		未熟児		新生児※1		乳　児※2		幼　児		その他		総　計	
実※3	延※4	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延	実	延
73	97	1,312	2,648	113	118	13	19	1,212	2,432	50	61	6	12	2,779	5,387

※1　未熟児除く、※2　新生児・未熟児のぞく、※3　実人員、※4　延人員

(4) 産後ケア事業

母親の出産後の心身のケアや育児サポートを行うため、医療機関や助産院で産後ケア事業を実施する。令和７年度から産後うつの早期発見や重症化予防、育児不安の軽減を図るため、サービスを希望する母子へ対象者を拡大するとともに、デイサービス及びアウトリーチを新たに開始。

○ 利用状況（令和７年度）

利用券申請件数(件)	助成方法	実利用者数（人）	利用件数(件)			計（件）	多胎児加算件数(件)
			ショートステイ（宿泊型）	デイサービス（通所型）	アウトリーチ（訪問型）		
615	委託	286	166	309	343	818	4
	償還払い	7	10	4	0	14	0
計		293	176	313	343	832	4

(5) 妊婦のための支援給付金及び妊婦等包括相談支援事業（旧：出産・子育て応援事業）

妊産婦や子育て家庭の不安を解消するために、相談支援を実施する。また、子育てサービス等に活用できる「妊婦のための支援給付金（旧：出産・子育て応援給付金）」を支給する。

○ 実績（令和７年度）

・給付金支給支援（出産・子育て応援給付金）

対象	給付内容	支給件数	支給額
令和 7 年度中に出生した児童にかかる子育て応援給付金の経過措置	児童 1 人につき 5 万円	219	10,950,000

・給付金支給支援（妊婦のための支援給付金）

対象	給付区分	給付時期	給付内容	支給件数	支給額
妊婦または妊婦していた者（流産・死産を含む）	1回目	妊娠届出後	妊婦 1 人につき 5 万円	1,493	74,650,000
	2回目	出産後	胎児 1 人につき 5 万円	1,251 （内、16 は多胎）	63,350,000
計				2,744	138,000,000

・伴走型相談支援

①妊娠届出時面談	②妊娠７か月アンケート	③妊娠８か月面談	④出生後面談（アンケート徴取）
1,308	1,300	79	1,403

(6) 新生児聴覚検査

生後１か月未満の赤ちゃんに対し、耳のきこえの検査を行うことにより先天性難聴を早期に発見し、早期療育に繋げることを目的に、初回検査の一部費用を助成する。

○受診状況（令和７年度）

年度	対象者数（人）	受診者数（人）	検査の結果（人）	
			異常なし	異常あり
令和７(2025)	1,334	932	919	13

年度	償還払い		
	申請件数	延助成件数	
		現年度受診	過年度受診
令和７	112	112	

※現年度償還払い者含む

○1 か月児健康診査（R8 年 4 月 1 日開始）

生後１か月の乳児に対し、専門医による細やかな健康診査を実施することで、疾病及び異常の早期発見、早期治療に繋げ、乳児の健康の保持・増進を図る。また、保護者への育児に対する助言を行い、産後うつ病の早期発見、支援に繋げる。

(7) 乳児健康診査

身体の発育途上にある乳児に対し、健康診査を行うことにより異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行い、乳児の保健管理の向上を図る。

乳児健康診査受診票は１人３枚交付する。

○受診状況（令和7年度）

対象者（人）	延交付数	受診者数（人）			延受診者数（人）	受診率（%）	診断結果（人）			
		1回目	2回目	3回目			正常	要指導 要観察	要精密	要治療 ※1
1,334	4,002	1,279	1,256	1,237	3,772	94.3	3,199	315	74	184

※1　管理中の者を含む

(8)　乳幼児健康相談

対象者	従事者	方法または内容
乳幼児 保護者	保健師 看護師 栄養士 歯科衛生士 助産師	○妊婦や乳幼児を持つ親の、悩みや不安等の相談に個別に応じている。また、母親同士の交流・情報交換の場となっている。 ○日程：年間24回（令和7年度実績） ○内容：身体計測、発達チェック、個別相談（育児相談･栄養相談･母乳相談･歯科相談）

○実績（令和7年度）（人）

保健師相談	栄養士相談	歯科衛生士相談	助産師相談	相談来所者数
延人数	延人数	延人数	延人数	延人数
989	224	124	202	993

(9)　子育て専門相談室

対象者	従事者	方法または内容
幼児 保護者	医師 公認心理師 言語聴覚士 保健師	○乳幼児健康相談や幼児健診、電話相談等で、ことばや発達の悩み・困りごと、子どもとの関わり方等に関して、公認心理師、言語聴覚士、小児科医師による個別相談を行う。

○実績（令和7年度）（人）

乳幼児	
実人数	延人数
349	390

(10)　母子保健推進員（子育て応援隊）活動

市においても全国同様に少子化、核家族化が進行し、育児に悩む親・育児不安を抱えて孤立する親が増加している。

市では、子育て支援事業の一環として、母子保健推進員を「子育て応援隊」と名付け、母

子保健に関心のある市民を公募して養成し､その修了者に活動を委嘱している。

母子保健推進員の活動の充実により、子育て中の親子の孤立化が防止され、育児不安の早期解決、育児負担感の軽減を図ることを目的とする。

平成 21 年度から取り組んでいる全戸訪問事業の重要な担い手となっている。

＜活動内容＞

① 乳児訪問による問題の早期把握
② 母子保健事業の案内
③ 地域での子育てサークル、子育てサロン等への支援、協力等

○ 活動実績（令和 7 年度）

推進員数	妊婦・乳児訪問	報告会	研修会	自主活動	その他の協力活動	合計
	（件）	（件）	（件）	（件）	（件）	
107	1,092	471	197	625	170	2,555

(11) 親子セミナー（親子生活習慣病予防事業）

大人の生活習慣が子どもの生活習慣を作る観点より、乳児期から生活習慣病を予防する。

＜事業内容＞

○ 4～5 か月児セミナー（子どもの生活習慣と離乳食）

対象者	従　事　者	方法または内容
4～5 か月児とその親、家族、（祖父母、兄弟）	保　健　師 栄　養　士	日程：毎月 1 回（年間 12 回） 会場：ほほえみ館 内容：保健師による生活リズムと発達についての講話 栄養士による離乳食のすすめの講話

※第 1 子のみを対象に実施。

○ 1 歳～1 歳 5 か月児セミナー（子どもの生活習慣とむし歯予防）

対象者	従　事　者	方法または内容
1 歳～1 歳 5 か月児とその親、家族（祖父母、兄弟）	保　健　師 歯 科 医 師 歯 科 衛 生 士	日程：毎月 1 回（年間 12 回） 会場：ほほえみ館 内容：保健師による生活リズムと発達についての講話 歯科衛生士による歯科保健講話 歯科健診・フッ化物塗布（希望者のみ）

○ 実績（令和 7 年度）（人）

4～5 か月児セミナー	1 歳～1 歳 5 か月児セミナー
262	134

(12) 1歳6か月児健康診査

歩行や言語発達等のはじまる1歳6か月児に小児科、歯科等の健康診査を行い、疾病や発達上の課題を早期に発見し、適切な支援につなげ、また、保護者への育児支援を図る。

○ 一般健康診査（令和7年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	診断結果						
			異常なし		要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
			（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
1,433	1,418	99.0%	328	23.1%	372	567	26	125	

○ 歯科健康診査（令和7年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	診断結果					
			むし歯のない者		むし歯のある者		むし歯の総数（本）	1人あたりのむし歯数（本）
			（人）	（%）	（人）	（%）		
1,433	1,418	99.0%	1,407	99.2%	11	0.8%	21	0.01

(13) 3歳児健康診査

身体発育及び精神発達の面から最も重要な時期である3歳児に小児科、歯科、視力、聴力等の総合的な健康診査を行い、疾病や発達上の課題を早期に発見し、適切な支援につなげ、また、保護者への育児支援を図る。

一般健康診査（令和7年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	診断結果						
			異常なし		要指導	要観察	要精密	要治療	管理中
			（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）	（人）
1,701	1,697	99.8%	323	19.0%	438	577	213	146	

○ 歯科健康診査（令和7年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	診断結果				
			むし歯のない者		むし歯のある者		1人あたりのむし歯数
			（人）	（%）	（人）	（%）	（本）
1,701	1,697	99.8%	1,525	89.9%	172	10.1%	0.34

(14) 5歳児健康診査

知的を伴わないものや軽度な発達障がいの症状は、5歳ごろに集団生活を通して顕著に表れる。小児科診察や保育士による集団遊び、心理士や保健師等による保健指導などの総合的な健康診査を行い、発達障がい等のこどもの発達特性を早期に把握し、就学前の適切な支援につなげる。

○ 一般健康診査（令和 7 年度）

対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）	診断結果					
			異常なし		既医療	要紹介	既療育	要経過観察
			（人）	（%）	（人）	（人）	（人）	（人）
1,567	1,493	95.3%	691	46.3%	277	5	57	463

(15) 幼児の歯科保健

むし歯予防効果の高いフッ化物を応用し、歯質を強化するとともに、むし歯予防に対する意識啓発を図る。

① フッ化物洗口事業（令和 7 年度）

○対象者：4 歳児、5 歳児クラスの幼児で保護者が希望する者

○実績（令和 7 年度）

実施施設数	対象園児数（人）			実施者数（人）			希望率（%）
	4 歳児	5 歳児	計	4 歳児	5 歳児	計	
35	602	716	1,318	534	662	1,196	90.7

② フッ化物塗布事業

○対象者：以下事業の対象児で保護者が希望する者

・乳児(1 歳～1 歳 5 か月児) セミナーの対象児
・1 歳 6 か月児健康診査の対象児
・3 歳児健康診査の対象児

○実績（令和 7 年度）

実施事業	歯科受診者（人）	フッ化物塗布者（人）	塗布率（%）
1 歳～1 歳 5 か月児セミナー	134	130	97.0
1 歳 6 か月児健康診査	1,414	1,258	89.0
3 歳児健康診査	1,697	1,373	80.9

(16) 養育医療給付事業

養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療費の給付を行う。

○ 実績（令和 6 年度）

給付実人員	42 人

○　出生時の体重の状況

出生時の体重	1,000g以下	1,001g以上1,500g以下	1,501g以1,800g以	1,801g以上2,000g以下	2,001g以上2,300g以下	2,301g以上2,500g以下	2,501g以上	計
新規給付決定実人員	人 2	人 5	人 6	人 13	人 2	人 0	人 8	人 36

(17)　おやこ保健ＤＸ推進事業

妊娠期から子育て期までの母子保健サービスのデジタル化を図り、住民の利便性の向上や母子保健業務の効率化に向けて、電子版母子健康手帳（通称「さが親子手帳アプリ」）を導入した。（令和７年10月１日開始）

令和８年４月１日から、妊娠届出のオンライン事前申請を開始。

令和７年度登録者数　1,577人